

平成 29 年度第 4 回公募一般競争入札（普通財産の貸付 5 年）にかかる質問への回答について

平成 30 年 3 月 16 日

No.	該当文書及び項目番号	質問内容	回答
1	実施要項 【4 貸付物件の貸付条件】 (2) 貸付期間	貸付の期間は、契約締結の日から起算して 5 年間とありますが、その後の更新はないものと考えてよろしいでしょうか。	更新はありません。 貸付期間終了後に再度貸し出す場合は、改めて一般競争入札にて公募をいたします。
2	その他	当該地東側に設置してあるガードレールは撤去可能でしょうか。 撤去可の場合、貸付期間終了時、ガードレールの原状回復も必要でしょうか。	ガードレールは撤去可能です。 また、貸付期間終了時には実施要項【6 原状回復処置】に記載のあるとおり、原状回復処置をお願いいたします。